

電気設備工事特記仕様書

(包含工事の場合、印の項目及び事項については元請負者の業務内容に含むものとする。)

1. 工事概要
1. 工事名称 井田川地区北コミュニティセンター耐震補強等改修工事
2. 工事場所 三重県亀山市みどり町5-5-2
3. 建物概要

Table with 5 columns: 建物概要, 構造, 階数, 延べ面積(m²), 用途区分. Rows include 集会棟 (S, 1, 301.56, 1項(口)), 倉庫棟 (S, 1, 13.64, 1項(口)), and 計.

(延べ面積は建築基準法による表記)

4. 工事項目
主な工事項目は、下記の 印のついたものである。

Table with 3 columns: 工 事 種 目, 工 事 場 所, 集会场棟, 倉庫棟. Rows include 電力設備 (電灯設備, 動力設備, 雷保護設備, 接地設備), 受変電設備 (直流電源設備, 交流無停電電源設備), 発電設備 (ディーゼル発電設備, ガスエンジン発電設備, ガスタービン発電設備, 太陽光発電設備, 風力発電設備), 通信・情報設備 (構内情報通信網設備, 構内交換設備, 情報表示設備, 映像・音響設備, 拡声設備, 誘導支援設備, テレビ共同受信設備, テレビ電波障害防除設備, 監視カメラ設備, 監視カメラ設備, 駐車場管制設備, 防犯・入退室管理設備, 自動火災報知設備, 非非常警報設備, ガス漏れ火災警報設備), 中央監視制御設備 (構内配電線路, 構内通信線路), その他.

5. 業内企業優先使用
6. 不当介入を受けた場合の措置
7. 総合評価方式
8. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

1. 共通仕様
1. 適用
2. 一般共通事項
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、印のついたものを適用する。

Table with 3 columns: 項 目, 特 記 事 項, 1. 一般事項, 2. 施工体制制等の提出, 3. 施工中の安全確保及び環境保全, 4. 工事保険等, 5. 足場, 6. 三重県産業廃棄物税, 7. 電気工作物の種類, 8. 電気工事事, 9. 有資格者の配置, 10. 電気工事業の業務の適正化に関する法律, 11. 電気主任技術者との調整, 12. 現場事務所等に備え付ける図書, 13. 施工計画等, 14. 品質計画, 15. 測定機器の校正等, 16. 機材等.

Table with 3 columns: 17. 機器類の能力等, 18. 鋼材検査証明書, 19. 工程表, 20. 工事写真, 21. 施工条件, 22. 埋蔵文化財調査, 23. 部分引渡し等, 24. 事故の発生時, 25. 建設副産物, 26. 発生材の処理等, 27. 電子納品, 28. 官公署への手続き, 29. 防火対象物使用開始届等, 30. 既設との取合い, 31. 工事前仮設物, 32. 工事前電力、水、その他, 34. 搬入計画, 35. 製品確認, 36. 機材等の検査及び試験, 37. 完成確認及び完成検査時の電源確保, 38. 完成時の操作説明, 39. 不正給油の使用の禁止, 40. その他.

Table with 3 columns: 工事仕様, 1. 工事項目, 2. 工事範囲. Rows include 電力設備 (電灯設備, 動力設備, 雷保護設備, 接地設備), 受変電設備, 電力貯蔵設備 (直流電源設備, 交流無停電電源設備), 発電設備 (ディーゼル発電設備, ガスエンジン発電設備, ガスタービン発電設備, 太陽光発電設備, 風力発電設備), 通信・情報設備 (構内情報通信網設備, 構内交換設備, 情報表示設備, 映像・音響設備, 拡声設備, 誘導支援設備, 駐車管制設備, 防犯・入退室管理設備, 自動火災報知設備, 非非常警報設備, ガス漏れ火災警報設備), 中央監視制御設備 (構内配電線路, 構内通信線路), その他.

注
・「機器等」には、スイッチ、コンセント等の器具類を含む。
・「配管等」及び「配線等」の「金属管」には、金属線びを含む。
・「配線等」の「埋設」には、金属管理設、合成樹脂管理設を含む。
・「配線等」の「架空等」は、ケーブルの「ちよう架」、「吊り」、「ころがし」、「架空」等による配線及びケーブル、D.V線等による架空配電線とする。
・「機器等」の「設置」には、増設、取替を含む。
・「機器等」、「配管等」及び「配線等」の「脱着」には、移設、取外し保管を含む。

Table with 2 columns: 備考, 設計代表者 (田端隆建築設計), 設計担当者 (河合 敏).

Table with 2 columns: 設計代表者, 設計担当者. Includes SCALE (A2, A3), DATE (H 2 9 . 9).

Table with 2 columns: 工事名称 (井田川地区北コミュニティセンター耐震補強等工事), 図面名称 (電気設備工事特記仕様書), E - 0 1

項目	特記事項																																																																							
2. 施工仕様 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、印のついたものを適用する。																																																																								
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。 (1) 地中埋設管路 ① 項目 ・埋設配管 ・構造物 ・その他() ② 調査範囲 ・埋設ルート ・その他() (2) 貫通及びはり ① 項目 ・鉄筋 ・配管 ・その他() ② 調査範囲 ・施工部分 ・その他() (3) 既設との取合い ① 項目 ・接続箇所 ・増設箇所 ・その他() ② 調査範囲 ・施工部分 ・その他()																																																																							
2. 施工前の測定等	改修工事にあつては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。																																																																							
3. 耐震施工	(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。																																																																							
4. 耐震基準	(1) 適用耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外は最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び解説」(建設大臣官庁長官官庁設備部)及び「建築物耐震設計・施工指針」(国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修)による。 (2) 設計用水平地震力 機器の質量 (kg) に、設計用水平地震力乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平地震力乗率は次のよう。 設計用標準水平地震力 (Ks)																																																																							
<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th>特定の施設</th><th>一般の施設</th><th>重要機器</th><th>一般の機器</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">上層階の最上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td rowspan="2">水槽類</td><td>機器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="2">中間階</td><td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="2">水槽類</td><td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td rowspan="2">1階及び地下階</td><td>機器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="2">水槽類</td><td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></tbody></table>		設置場所	機器種別	耐震安全性の分類				特定の施設	一般の施設	重要機器	一般の機器	上層階の最上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水槽類	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	1.5	1.0	1.0	0.6	中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.0	0.6	0.6	0.4	1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水槽類	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			耐震安全性の分類																																																																				
		特定の施設	一般の施設	重要機器	一般の機器																																																																			
上層階の最上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																			
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																																			
水槽類	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																			
	防振支持の機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																			
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																			
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																																			
水槽類	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																			
	防振支持の機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																			
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																			
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																			
水槽類	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																			
	5. はつり	既設のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用すること。																																																																						
6. インサート	インサートの取付けに使用した釘等は除去し、錆止め塗装を行う。																																																																							
7. あと施工アンカー	(1) 種類 ・接着系アンカー(・カプル方式 ・注入方式) ・金属系アンカー(・打込み方式 ・射付け方式) ・その他のアンカー類() (2) 性能及び施工確認 ・行わない																																																																							
8. 基礎の配線ビッド	基礎に配線ビッドを設ける場合、ビッドの寸法はふ設するケーブル径の最大のものの曲げ半径、条数、将来増設の作業性、事故時の対応、排水等を考慮する。																																																																							
9. 防火区画等の貫通	防火区画等の貫通部は、耐火法令に適合したもので、貫通部に適合した方法で、防火処理を行う。																																																																							
10. 管路等の外壁貫通	外壁を貫通する管路等は、屋内に水が浸入しないよう防水処理を施す。																																																																							
11. 引込部の耐震処置	建物への配管引き込み部の耐震処置 ・行 ・行わない																																																																							
12. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート層スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																																							
13. 露出配管	(1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 附属品は、ねじ込み形を使用する。 (3) 屋敷配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 (4) 通路部分では床配管を天井、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (5) 監督員の指示がある場合は、上記に係らずその指示に従う。																																																																							
14. 屋上の露出配管等	屋上の露出配管は、防水層を傷つけないようにふ設する。																																																																							
15. 合成樹脂管	(1) 合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。(P F 管)																																																																							
16. 金属製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 ① 屋外、屋内(電気室、機械室、EPS、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 ② 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のホール及びアーチは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 ③ 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗装を充分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。) ④ 形状貫通部の塗装には錆止め塗装を施すこと。 (2) 塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。																																																																							
17. 屋外ボックスへの配管接続	屋外で露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。																																																																							
18. 予備配管等	(1) 埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(P F 2 2)を1本、5回路以上は(P F 2 2)を2本施工する。 スラブ天井の場合は、天井又は床下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。 また、工事着工後は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。 (2) 防犯装置、自動火災報知受信機、M D F、警報器等の間に移移のための空配管を行う。																																																																							
19. 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管等には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を挿入する。																																																																							
20. 予備スリーブ	梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。 なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。																																																																							
21. ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。																																																																							
22. 軽量間仕切のボックス	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。																																																																							

23. プルボックス	(1) 屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの(一辺が600mm以上のもの)は、製作図を提出すること。 (2) 屋外形プルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。ただし、既設プルボックスに接続する場合は防炎(ナブ)リングを行う。 (3) 屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。
24. ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないものは、ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ
25. 環境に配慮した電線採用	電線、ケーブル及び通信線は E M (エコマテリアル)ケーブルを使用すること。
26. ケーブル及び配線	(1) 表示 下記の箇所等、ケーブル等に行き先等表示札(ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。)を取り付ける。 ケーブルがスラブを貫通する部分 ケーブル分岐部分 電気室内のケーブル引出し部分 分電盤、実験室、端子室、拡張アンブ及び防火壁等の引込み部分 屋内の直線部分は、30mごと プルボックス内 屋外の共同溝等の直線部分は、5.0mごと 屋外の地中管路より建物内への引込み部分 マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 ① 地中埋設の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所は ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所 ② 架空線の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所
27. 開口部布設のケーブル保護	貫通穴等の開口部にケーブルを通す場合には、ケーブル損傷を防ぐためシール材を充填するなどのケーブル保護を行うこと。
28. 高圧ケーブル端末処理	高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板(屋内/外にて、線名、作業日、氏名等を表示。)を取り付ける。
29. 配線器具の設置	(1) 配線器具(コンセント、スイッチ等)には電圧、用途などの表示を行う。 なお、表示内容については、監督員と調整を行う。 (2) 特殊コンセントはプラグ付とする。 (3) 電源の種類により色を区別する。 (4) 公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはワイドスイッチとする。 (5) 配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。 (6) プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (7) カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を塗装しない位置ボックスには用途表示をする。 (8) アフロプレートは、水平高低調整型(空転防止リング付)とする。
30. 照明器具の設置	(1) コードハンダント以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属製の器具は、配管を利用してよい。(乾燥した場所のコンパクト形器具(27W以下)を除く。) (2) 接地線は電灯配線と同一太さのケーブルの1芯(緑色)を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの接地線(緑色)を添えることもできる。 (3) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承認を得ること。 (4) 照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (5) 天井/床材より支持する場合は、ワイヤ表示を行い脱落防止の措置を行う。 (6) 照明器具には、製造年及び安定器の種類を表示を行う。 例 「2010年 初期照度補正品」 【2010/PK】 (7) ハワイ吊りの照明器具は誤れ止めを施工する。
31. 照明制御装置の設置	照明器具の光センサー制御を行う部屋には、注意プレートを設置する。
32. 換気扇	手や物が届く箇所やカーテン等が掛かる箇所には、格子ガードを付けること。 また、金属製パネルに設置する場合は、絶縁枠等を使用する。
33. 分電盤、制御盤、キュービクル等	(1) 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。 また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。 (2) 屋外キュービクルで露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
34. 受変電設備、発電設備の設置場所	(1) 保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2) 屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3) 屋外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を求め、地盤の許容地耐力を確認し、結果を監督員に提出する。 なお、地盤改良を行う場合は、工法について監督員と協議する。 (4) 基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (5) 電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。
35. 発電設備の燃料配管	(1) フレキシブルジョイント取付位置は、施工前所報の消防室と十分に打合せを行う。 (2) 配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。
36. 非常放送設備のスピーカー設置	(1) 放送区域の各部からスピーカーまでの水平距離は10m以内とする。 (2) 階階等にスピーカーを設置する場合は、垂直距離は15m以内とする。 (3) 増幅器からスピーカーまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。
37. 電圧関係の計算及び測定	(1) 計算書の提出 電圧強度測定結果による計算書を提出 ・施工前 ・躯体上がり時 ・その他() (2) 測定の実施 ① 項目 全受信チャンネルの電圧関係、受電質、等値C/N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。 ② 測定時期 ・施工前 ・躯体上がり時 ・施工後 ・その他() ③ 報告書提出回数 ・2部 ・()部
38. 土工事	(1) 掘削、埋戻し ① 掘削 ・機械掘り ・手掘り ② 埋戻し ・山砂 ・概切り土(良質土を使用、配管周囲は山砂) ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 (2) 特記なき地中埋設配管の深さは、G D 600mm以上とする。 (3) 概切り土の種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電設備の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外打基礎、電柱等はつぼ掘りとする。 (4) 概掘面積は概切り底を乱さないようにする。
39. ハンドホール、マンホール	(1) 地中線路及びハンドホール等状況が考慮される場合は、沈下対策を施す。 (2) 地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。 衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 (3) 高さ900mmを超えるものについては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。
40. 地中配線路の表示杭	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 建物への引込口及び送出口付近 マンホール・ハンドホール付近 地中線路の曲角箇所 埋設線路箇所 直線部分は30m程度に1個

項目	特記事項
【電力設備】 1. 電灯設備 (1) 電気方式	1) 種類 ・単相3線式(200/100V) 分枝 ・単相2線式(200/100V) 2) 周波数 60Hz (2) 既設等との取り合い ・無し ・盤改造 ・配線接続 ・電源供給 ・その他() (3) 機器類 ・一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯(単独設置) ・コンセント等 ・分電盤、制御盤等 ・その他() (4) 一般照明器具 ① 形式 ・公共型 ・一般型 ② 灯具 ・H f 蛍光灯 ・L E D 灯 ・H I D 灯 ・その他() ③ 用途 ・屋内用 ・屋外用 ・防炎用 ・防炎用 ・屋内用 ・防炎用 ・防炎用 ④ 形状 ・普通地域 ・災害地域 ⑤ 照度器具は、照度書又は照度書、試験成績書を提出すること。 ⑥ 蛍光灯の点灯時にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 ⑦ H I D ランプを使用する下面開放器具及びランプの破損による飛散により危害を及ぼす恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。 (5) 照明制御装置 ① センサー類 ・明るさセンサー ・人感センサー ・タイマー ・調光スイッチ ・その他() ② 調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ・ON/OFF制御 ・その他() (6) 外灯(単独設置) ① 照明用ポール 材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他() 配線用遮断器又はカットアウトスイッチが内蔵できるものとする。 ② 基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他() ③ 灯具 ・水銀灯 ・ナトリウム灯 ・H f 蛍光灯 ・L E D 灯 ・その他() ④ 安定器 ・一般形高力率形(B H) ・低始動電流形 ・その他() ⑤ 電源 ・商用電源(60Hz) (・200V ・100V) ・単独電源(・太陽電池式 ・風車式) ・その他() ⑥ 制御 ・E M スイッチ ・タイマー ・その他() ⑦ 接地 ・単独接地 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・共用 ・その他() (7) コンセント等 ・一般型 ・防水型 ・ハイテンションアウトレット(・固定型 ・上下動型(アップ式を含む)) (8) 分電盤、制御盤等 ① 銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 ② 図面ホルダーは、A 4 サイズ以上(キュービクルのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 ③ 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 ④ 接地用端子又は接地線用銅線は点検しやすい場所に設ける。 ⑤ 地線抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。 ⑥ 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 ⑦ 電圧計は赤印計付(定格電圧指示)とする。
2. 動力設備 (1) 電気方式	1) 種類 幹線 ・三相3線式(200V) (・) V) 分枝 ・三相3線式(200V) (・) V) 2) 周波数 60Hz (2) 既設等との取り合い ・無し ・盤改造 ・配線接続 ・その他() (3) 機器類 ・分電盤、制御盤等 ・その他() (4) 負荷設備 ・給水 ・排水 ・消火 ・空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ・その他(・ホストクレン) (5) 負荷設備への接続 図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。 (6) 電動機等の接地 ・専用接地 ・金属製接地(7.5kV以下) (7) 電動機等の力率の改善 本工事を含む制御盤には各自負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。 (8) 保護継電器 過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。 (9) 分電盤、制御盤等 ① 銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 ② 図面ホルダーは、A 4 サイズ以上(キュービクルのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 ③ 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 ④ 接地用端子又は接地線用銅線は点検しやすい場所に設ける。 ⑤ 地線抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。 ⑥ 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 ⑦ 電圧計は赤印計付(定格電圧指示)とする。
3. 雷保護設備 (1) 避雷針	1) 受雷部 ・突針 ・棟上導体 ・空水等の別途建築物 2) 避雷導線 ・引下り導体 ・建築構造物利用 3) 接地極 ・接地極埋設 ・建築構造物利用 ・測定用補助接地極 4) 接地抵抗の測定 測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 測定回数 ・3回 ・()回 5) 接地埋設等を設置する。 (2) 雷サージ保護 ① 耐雷トランス ・設置(・単相用 ・動力用) ・設置しない ② S P D ・低圧用(・クラス) ・クラス) ・通信用(・カテゴリC) ・カテゴリD) (3) 電源回路の保護 (1) 低圧用 S P D に使用する配線用遮断器は雷撃対応とする。 (2) 主幹母線の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。 (電圧回路、制御回路などの通信回路に侵入するおそれがある場合は、雷サージから機器を保護するため通信用 S P D を設置する。
4. 接地設備 (1) 接地工事	1) 種類 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 2) 施工 ・各種単独 ・共有有り (2) 測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 測定回数 ・3回 ・()回 (3) 接地埋設等 接地には接地埋設等を施工し、接地極の位置がわかるようにする。 【受変電設備】 5. 受変電設備 (1) 電気方式 1) 種類 ・三相3線式(・6.6kV ・200V) ・単相3線式(200/100V) ・単相2線式(100V) 2) 周波数 60Hz (2) 既設等との取り合い ・無し ・改造(機器取替、追加等を含む) ・増設 ・配線接続 ・その他() (3) 機器類 ・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・低圧電磁接触器 ・高圧気中開閉器 ・その他()

(3) 盤類	1) 形式 ・閉鎖型(・キュービクル式配電盤(J I S) ・高圧閉鎖配電盤(J E M) (・CW) ・PW) ・MW) 2) 中通路 ・有 ・無 3) 特記事項 () (4) 交流遮断器 1) 真空遮断器(V C B) 操作方式 ・手動はね操作 ・電動はね操作 ・電磁操作 引外し方式 ・コンデンサ引外し ・交流電圧引外し 2) 主遮断部の定格遮断電流は、電気事業者の計算値以上とする。 (5) 断路器 1) 極数 ・3極 ・単極 2) 形式 ・双投 ・単投 (6) 変圧器 1) 形式 ・油入 ・モールド 2) 設置 ・屋外型 ・屋内型 3) その他 ・温度計付(・置き指針なし) ・温度計なし (7) 進相コンデンサ 1) 形式 ・低圧 ・高圧 3) その他 ・警報接点付 ・警報接点なし (8) 直列リアクトル 1) 形式 ・放電抵抗 ・放電コイル(力率制がある場合は必須) 2) 容量 ・6%リアクトル ・1.3%リアクトル 3) その他 ・警報接点付 ・警報接点なし (9) 配線用遮断器 1) 形式 ・低圧 ・高圧 2) 容量 ・6%リアクトル ・1.3%リアクトル 3) その他 ・警報接点付 ・警報接点なし 定格遮断容量は、短絡電流値以上のもとなる。 (10) 低圧電磁接触器 低圧進相コンデンサ制御用電磁接触器の定格使用電流は、コンデンサ定格電流の1.5倍以上とする。 (11) 高圧気中開閉器 1) 制御電源用変圧器及び避雷器内蔵 2) 開閉器及び地絡方向継電器外箱 ・ステンレス製 ・鋼板製 3) 定格電流 ・200A ・() A 4) 定格投入遮断電流 ・1.2.5kA ・() A (12) 設備不平衡 高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が3.0%以下となるようにする。 (13) キュービクル等 ① 銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 ② 図面ホルダーは、A 4 サイズ以上(キュービクルのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 ③ 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 ④ 接地用端子又は接地線用銅線は点検しやすい場所に設ける。 ⑤ 地線抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。 (14) 基礎 ・本工事(・21N/mm ² ・18N/mm ²) ・別途工事 ・既設利用 ・その他() (15) 配線ビッド及び蓋 ① 施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他() ② ビッド蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。 (16) 設置場所 ・屋内 ・屋外(・地上 ・屋上) (17) 消火器 ・有(A B C 10型 収納箱付) ・無し ・その他() 【電力貯蔵設備】 6. 直流電源設備 (1) 用途 ・非常用照明器具電源 ・受電設備制御電源 ・その他() (2) 容量 () kVA (3) 整流装置 1) 入力電圧 ・三相3線式(・200V (・) V) ・単相3線式(・100V ・200V (・) V) 2) 入力周波数 60Hz 3) 出力電圧 ・直流(・1.2 ・2.4V ・4.8V (・) V) 4) 整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。 (4) 蓄電池 1) 種類 ・鉛蓄電池(・H S ・M S E ・長寿命形 M S E) ・アルカリ蓄電池(・A H ・A M H) 2) 最低蓄電池温度 ・5 ・1.5 ・2.5 ・.5 ・(・) (5) 蓄電池 ① 種類 ・鉛蓄電池(・H S ・M S E ・長寿命形 M S E) ・アルカリ蓄電池(・A H ・A M H) ・その他() ② 最低蓄電池温度 ・5 ・1.5 ・2.5 ・.5 ・(・) 【発電設備】 8. 燃料系発電設備 (1) 用途 ・防災電源専用(防災認定品) ・防災電源兼用(防災認定品) ・一般用 2) 区分 ・常用 ・非常用 (2) 設置場所 ・屋内 ・屋外(・普通地域 ・障害地域) (3) 機器 ・発電装置 ・燃料槽 ・給油ボックス ・燃料配管 ・その他() (4) 発電装置 ① 発電装置の選定にあつては、設置場所及び過去の気象データを考慮し選定する。 ② 種類 ・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 ③ 形式 ・簡易型 ・オーブ式 ・キュービクル式(・8.5dB(A)/1m) ・7.5dB(A)/1m) ④ 始動時間(停機後復旧) ・10秒以内 ・40秒以内 ・()秒以内 ⑤ 連続運転時間 ・2時間以上 ・10時間以上 ・2.4時間以上 ・7.2時間以上 ・その他() 6) 発電機 電気方式 ・三相3線式(・6.6kV ・200V (・) V) ・単相3線式(200/100V) ・単相2線式(100V) ・200V (・) V) 7) 原動機 定格出力 () kVA 定格出力 (・) kW以上 (・) ps以上 冷却方式 ・ラジエーター方式 ・冷却水循環式 ・その他() (5) 燃料 ① 種類 ・軽油 ・灯油 ・A 重油 ・その他() ② 引当燃料 ・満タン ・指定なし ・その他() (6) 燃料槽 ① 形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク() リットル) リットル) ② 燃料小出槽 () リットル) リットル) ③ 主燃料槽 屋外型(・ステンレス製 ・鋼板製) ・屋内型(・ステンレス製 ・鋼板製) 設置場所 ・屋内 ・屋外(地上) ・地下埋設(・タンク室内埋設 ・直埋設) 形式 ・重殻タンク ・単殻タンク ・その他() 設置工事 本工事 ・別途工事 ・その他() タンク室工事 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他() (7) 給油ボックス ① 材質 ・ステンレス製 ・鋼板製 ・その他() ② 油量指示計 ・有 ・無
--------	--

備考	設計代表者		設計担当者		SCALE		工事名称	井田川地区北コミュニティセンター耐震補強等工事	図面名称	電気設備工事特記仕様書	E - 0 2
	一般建築士 134324	一級建築士 326033	一般建築士 326033	一級建築士 326033	A 2 :						
	構造設計一級建築士 2300 田端 隆	河合 敬	井上貴博	田端 隆	A 3 :	H 2 9 . 9					



三重県知事登録第1-861 一級建築士 134324 田端 隆

設計代表者	設計担当者	SCALE
一般建築士 134324	一級建築士 326033	A 2 :
構造設計一級建築士 2300 田端 隆	河合 敬	A 3 :

SCALE	工事名称	図面名称
A 2 :	井田川地区北コミュニティセンター耐震補強等工事	電気設備工事特記仕様書
A 3 :		

SCALE	工事名称	図面名称
A 2 :	井田川地区北コミュニティセンター耐震補強等工事	電気設備工事特記仕様書
A 3 :		

<p>(8)基礎</p> <p>(9)消火器</p> <p>9.太陽光発電設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)太陽電池アレイ</p> <p>(3)パワーコンディショナ及び系統連係保護装置</p> <p>(4)情報処理装置</p> <p>(5)仕様詳細</p> <p>10.風力発電設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)風車</p> <p>(3)制御盤</p> <p>(4)情報処理装置</p> <p>(5)仕様詳細</p> <p>【通信・情報設備】</p> <p>11.構内情報通信網設備</p> <p>(1)伝送速度</p> <p>(2)機器</p> <p>(3)ネットワーク網</p> <p>(4)ケーブル</p> <p>(5)アウトレット</p> <p>12.構内交換設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)交換装置</p> <p>(3)電話機</p> <p>(4)端子盤類</p> <p>(5)アウトレット</p> <p>13.情報表示設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)マルチサイン装置</p> <p>(3)時刻表示装置</p>	<p>(4)警報等表示装置</p> <p>1)機器</p> <p>2)表示盤</p> <p>3)検出装置</p> <p>4)画面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事です。</p> <p>14.映像・音響設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)映像機器</p> <p>(3)音響機器</p> <p>(4)操作装置</p> <p>15.拡声設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)増幅器</p> <p>(3)付属機器</p> <p>(4)操作装置</p> <p>(5)スピーカー</p> <p>16.誘導支援設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)音声誘導装置</p> <p>(3)インターホン</p> <p>(4)トイレ等呼出装置</p> <p>17.テレビ共同受信設備</p> <p>(1)受信放送</p> <p>(2)機器</p> <p>(3)アンテナ</p> <p>18.テレビ電波障害排除設備</p> <p>(1)対象戸数</p> <p>(2)機器</p> <p>(3)アンテナ</p> <p>19.監視カメラ設備</p> <p>(1)カメラ</p> <p>(2)カメラ</p> <p>(3)モニタ装置</p>	<p>(4)録画装置</p> <p>(5)伝送方式</p> <p>20.駐車管理設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)管制盤</p> <p>(3)検知器</p> <p>(4)信号警報灯</p> <p>(5)発券機</p> <p>(6)カーゲート</p> <p>21.防犯・入退室管理設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)防犯装置</p> <p>(3)入退室管理装置</p> <p>22.自動火災報知設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)受信機</p> <p>(3)副受信機(表示装置)</p> <p>(4)中継器</p> <p>(5)発信機</p> <p>(6)感知器</p> <p>23.自動閉鎖設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)連動制御器</p> <p>(3)感知器</p> <p>(4)自動閉鎖装置</p> <p>(5)自動閉鎖装置</p> <p>24.非常警報設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)非常放送装置</p> <p>25.ガス漏れ火災警報設備</p> <p>(1)機器</p>	<p>(2)受信機</p> <p>(3)副受信機</p> <p>(4)検知器</p> <p>【中央監視設備】</p> <p>26.監視制御対象設備</p> <p>(1)監視制御対象設備</p> <p>(2)既設との取り合い</p> <p>(3)機器</p> <p>(4)監視操作装置</p> <p>(5)信号処理装置</p> <p>(6)記録装置</p> <p>【構内配電線路】</p> <p>27.構内配電線路</p> <p>(1)電気方式</p> <p>(2)配線方式</p> <p>(3)建柱</p> <p>(4)装柱機器</p> <p>(5)装柱機器</p> <p>(6)ハンドホール、マンホール</p> <p>(7)鉄蓋</p> <p>(8)地中ケーブル保護</p> <p>【構内通信線路】</p> <p>28.構内通信線路</p> <p>(1)用途</p> <p>(2)配線方式</p> <p>(3)建柱</p> <p>(4)ハンドホール、マンホール</p> <p>(5)鉄蓋</p> <p>(6)地中ケーブル保護材料</p> <p>【その他】</p> <p>29.消火器</p>
--	---	--	--



三重県知事登録第1-861 一級建築士 134324 田端 隆

設計代表者	設計担当者
一級建築士 134324 構造設計一級建築士 2300 田端 隆	一級建築士 336551 井上貴智 田端隆也

SCALE
A2 : A3 : DATE : H 2 9 . 9

工事名称	井田川地区北コミュニティセンター耐震補強等工事
図面名称	電気設備工事特記仕様書

分類	資 機 材 名	適 用 範 囲	規 格 ・ メ ー カ ー 等
電線	電線、ケーブル類 (エ工電線・ケーブルを優先使用)	一般配線工に使用するもの	・ J I S 規格適合品 ・ J C S (日本電線工業会規格)規格適合品
		上記以外の一般配線工に使用するもの	・ J I S 規格適合品
耐火、耐熱電線		耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	・登録認定機関((社)電線総合技術センター)または指定認定機関((社)日本電線工業会(耐火・耐熱電線認定業務委員会))により認定または評定されたもの ・(社)日本電線工業会により自主認定(評定)されたもの
		圧着端子 圧着スリーブ	一般配線工に使用するもの ・ J I S 規格適合品
電線保護物類	金属管、V E、P F、H I V E、F E P、C D、合成樹脂製可とう管、可とう電線管、フロアダクト、各付属品	一般配線工に使用するもの	・ J I S 規格適合品 ・ J I S 規格のない物にあつては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
		配線器具	コンセント、スイッチ
照明器具	蛍光灯器具 (省エネ型を優先使用)	一般配線工に使用するもの	・ J I S 規格適合品 ・ (社)日本照明器具工業会標準(J I L 規格)適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		非常用照明器具	指定認定機関による型式適合認定または型式部材等製造者認証を受けたもの ・(社)日本照明器具工業会の自主評定を受け、 J I L 5 5 0 1 の適合マークが貼付されたもの
誘導灯		一般配線工に使用するもの	・登録認定機関((社)日本電気協会(J E A 誘導灯認定委員会))の認定を受け、認定証書が貼付されたもの
		その他の照明器具	・ J I S 規格適合品 ・ (社)日本照明器具工業会標準(J I L 規格)適合品
安定器	高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器	一般配線工に使用するもの	・ J I S 規格適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		上記以外のもの	・ J I S 規格適合品 ・ (社)日本電球工業会規格(J E L)適合品
照明制御装置	センサ、照明制御部等	可変速運転用インバータ装置	メーカーは「設備機材等評価名簿」による
換気扇	窓用換気扇	・ J I S 規格適合品	
雷保護装置	避雷針設備(突針、支持管、引下げ導線、試験用接続端子箱、他)	・ J I S 規格適合品	
サージ保護デバイス	アレスタ(避雷器)	低圧用 S P D	・ J I S 規格適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		通信用 S P D	・ J I S 規格適合品
盤類	分電盤、突撃盤	・ J I S 規格適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		制御盤	・(社)日本配電制御技術工業会規格(J S I A)適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
高圧機器	高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧避雷器	・ J I S 規格適合品 ・ (社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		遮断器	・ J I S 規格適合品 ・ (社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品
遮断器	高圧交流遮断器	・ J I S 規格適合品 ・ (社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		配線用遮断器、漏電遮断器	・ J I S 規格適合品
変圧器	高圧変圧器	特定機器	・(社)日本電機工業会規格(J E M)適合品のトップランナー変圧器 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		特定機器以外の変圧器	・ J I S 規格適合品 ・ (社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品
コンデンサ	高圧進相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・ J I S 規格適合品 コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」による
		直列進相コンデンサ	直列リアクトルを含む ・ J I S 規格適合品
計器用変成器	計器用変圧器、計器用変流器	・ J I S 規格適合品 ・ (社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品	
計器	電圧計、電流計、周波数計、力率計、電力計、電力計(無検定、検定付)、他	・ J I S 規格適合品	
継電器	保護継電器	・ J I S 規格適合品 ・ (社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品	
絶縁監視装置	絶縁監視装置	高圧回路用、低圧回路用	メーカーは「設備機材等評価名簿」による

分類	資 機 材 名	適 用 範 囲	規 格 ・ メ ー カ ー 等
直流電源装置	蓄電池	消防用設備以外に使用するもの	・ J I S 規格適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		整流装置	防災電源以外に使用するもの ・ J I S 規格適合品
		防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源 ・登録認定機関((社)日本電気協会(J E A 蓄電池設備認定委員会))の認定を受け、認定証書が貼付されたもの
交流無停電電源装置	交流無停電電源装置(U P S)	定格出力 3 0 0 k V A 以下のもの	・ J I S 規格適合品 ・ (社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
発電設備	ディーゼル発電装置	防災電源以外に使用するもの	・発電機及び原動機(ディーゼル機関)は J I S 規格又は(社)日本電機工業会規格(J E M)の適合品
		ガスタービン発電装置	防災電源以外に使用するもの ・発電機及び原動機(ガスタービン)は J I S 規格又は(社)日本電機工業会規格(J E M)の適合品
		防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源 ・登録認定機関((社)日本内燃力発電設備協会)の認定を受け、認定証書(長時間形)が貼付されたもの
太陽光発電装置	パワーコンディショナ	出力 1 0 k W 未満のもの(系統連係保護機能を有するものを含む)	・ J I S 規格適合品
		出力 1 0 k W 以上のもの(系統連係保護機能を有するものを含む)	・ J I S 規格適合品 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
太陽電池アレイ(太陽電池モジュール)及びアレイ接続箱	架台	・ J I S 規格適合品で効率型のもの	
		・太陽電池アレイの製造者が推奨するもの ・太陽電池アレイの製造者が同等と認めたもの ・上記と同等であると認められるもの	
構内交換装置	交換機、同線中継台、電源装置、電話機	・登録認定機関((財)電気通信端末機器審査協会(J A T E)等)の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの	
拡声装置	非常用放送設備	非常用放送設備として使用するもの	・登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証書が貼付されたもの
テレビ共同受信装置	アンテナ、ブースター、混合器、分波器、分岐器、分配器、テレビ端子、他	右記の認定品のあるもの	・優良住宅部品(B I 部品)の認定を受けたもので、 B I マーク証紙が貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・ N H K 共同受信施設使用機材仕様規格適合機器の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・上記と同等であると認められるもの
監視カメラ装置	カメラ、モニタ、録画装置、他	メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
自動火災報知装置	感知器、発信機、中継器、受信機、漏電火災警報器	・登録認定機関(日本消防検定協会)の検定を受け、検定合格証書が貼付されたもの	
中央監視制御設備	中央監視制御装置	メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
マンホールハンドホール	蓋	鋳鉄製	メーカーは「設備機材等評価名簿(機械設備機材評価名簿・鋳鉄製)」による
		樹脂	レディミクストコンクリート、セメント ・ J I S 規格適合品
電柱	コンクリート柱	・ J I S 規格適合品	

注 ・「 J I S 規格適合品」と指定された資材は、工業標準化法に基づく適合の表示(製品・包装の外表面、容器の外表面、結束荷札ごとの納品書に J I S マーク表示、または J I S 規格証明書の添付)のあるものをいう。
 ・「設備機材等評価名簿」とは、「建築材・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(電気設備機材・機械設備機材)」の最新版をいう。ただし、納入地区及びアフターサービス地区に中部地区または近畿地区が含まれ、評価の有効期間内にある場合にのみ有効とする。
 ・「設備機材等評価名簿」に記載されていないメーカーの資材を使用する場合は、評価基準と同じ条件を満たすことを証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。
 ・特殊仕様の資材を使用する必要がある場合は、仕様、性能等を証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。

名 称	完成書類	部数
完成図(原図サイズ)	竣工図(製本)	1部
	施工図(製本)	1部
完成図(原図サイズA4折り)	ファイル綴	1部
	施工図(製本)	2部
完成図(A3版縮小二つ折り)	竣工図(製本)	2部
	施工図(製本)	2部
機器完成図	ファイル綴	2部
	・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・各種計画・検討書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・検査済証 ・保証書 ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類の写し(表紙のみ) ・その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	
保全に関する資料	ファイル綴	2部
	・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・保証書の写し ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	
工事に係る書類	ファイル綴	1部
	・工事カルテ受領書の写し ・施工計画書 ・施工要領書 ・部分下請負通知書及び下請負契約書の写し ・施工体制台帳及び施工体系図 ・総合評価方式技術提案履行確認協議書及び確認書 ・工事進捗状況報告書 ・各種計画書及び報告書 ・排出ガス対策建設機械使用報告書 ・工事日報 ・工事打合簿 ・段取り図 ・工事要領報告書 ・安全管理関係書類 ・使用機材届出書 ・工事材料届入報告書 ・監督員承認書 ・機材の品質及び性能証明書 ・各種計画・検討書 ・工場試験成績書 ・試験結果報告書 ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進実施書 ・再生資源化等完了報告書(特定建設資材廃棄物) ・工事写真(サインール及び代表写真) ・足場施工写真 ・完成写真 ・検査立会者名簿 ・指示事項履行報告書 ・手直し結果等報告書 ・その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	
官公庁手続き書類	ファイル綴	1部
電子納品		2部
完成検査写真		1部
工事的物引渡書 引渡目録 工事書類預かり書		3部

注 ・保全に関する資料は、国土交通省「施設保全マニュアル作成要領」を参照する。
 ・改修工事等は既存の完成図を修正すること。
 ・白焼き(青焼き不可)で文字濃れないこと。表紙(可能な範囲で背表紙にも)に「年度、工事名、工期、竣工図(又は施工図)、請負者名」を印字(シール不可)すること。
 ・作成したくない場合は、監督員との協議による。
 ・上記表は標準の部数であり、詳細については監督員の指示による。
 ・その他監督員の指示する書類を作成して提出すること。
 ・ファイルはチューブファイル以上とする。
 ・完成書類の著作権にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。

名 称	側 点	取付高さ(mm)	備 考
電力	接地端子盤	床上-下端	
	取引用計器	地上-窓中心	1,800-2,000
	引込開閉器	床上-中心	1,800-2,000
	分電盤	床上-中心	1,500 上端1,900mm
電灯	スイッチ	床上-中心	1,300 1,000mm
	コンセント(一般)	床上-中心	300 400mm
	コンセント(和室)	床上-中心	200
	コンセント(台上)	床上-中心	150
	コンセント(WP)	床上-中心	1,000
	コンセント(地下)	床上-中心	1,000
	コンセント(土間)	床上-中心	500
	ブラケット(一般)	床上-中心	2,100-2,300
	ブラケット(線上)	線上端-中心	150
	ブラケット(処理場)	床上-中心	2,500
動力	壁掛型制御盤	床上-中心	1,500 上端1,900mm
	手元開閉器	床上-中心	1,500
電話	操作スイッチ	床上-中心	1,300
	端子盤	床上-下端	300
時計・拡声	保安器盤	床上-中心	2,000
	壁位置ボックス	床上-中心	300
	壁位置ボックス(和室)	床上-中心	200
	壁掛型時計	床上-中心	1,500 上端1,900mm
表示	子時計	床上-中心	2,300
	壁掛型スピーカ	床上-中心	2,300 2,500mm
	アッテネータ	床上-中心	1,300
	表示器	床上-中心	2,300
インターホン	壁付発信器	床上-中心	1,300
	ベル・プザー・チャイム	床上-中心	2,300
	壁付インターホン	床上-中心	1,300
	壁位置ボックス	床上-中心	300
	壁位置ボックス(和室)	床上-中心	200
	子機(身障者用)	床上-中心	1,100
テレビ	呼出しボタン(身障者用)	床上-中心	800-950 便座先端から後方へ100-200mm 2個目(高700mm、便座先端から前方400mm)
	表示灯(身障者用)	床上-中心	1,800
	機器収容箱	床上-中心	2,000
	直列ユニット	床上-中心	300
火災報知	直列ユニット(和室)	床上-中心	200
	受信機・副受信機	床上-中心	1,500
	発信器	床上-中心	1,300
	表示灯	床上-中心	1,800
ベル	床上-中心	2,300	

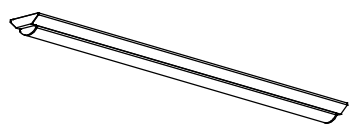
参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国土交通省告示第906号)
 ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル (平成20年4月 三重県)

設計図書に関する情報欄	
建築士法第20条第5項の規定に基づく表示 建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いていない、 建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いた。	
【氏 名】	横井 和一
【資 格】	建築設備士
【勤務先】	㈹ソーヨー設備設計
【登録番号】	第1001-0152NA
【意見を聴いた設計図書(図面番号)】	E-01 - E-10

照明器具姿図

凡 例		
記 号	名 称	
W	電力量計収納ボックス	
⊠	動力盤	
⊡	電灯盤	
○	蛍光灯	改修前
○	LED灯	改修後
⊡	蛍光灯	
⊡	蛍光灯	壁付
○	シーリングライト	
□	シーリングライト	角形
⊙	コードペンダント	
•	スイッチ	片切
•L	スイッチ	表示灯付
▽	人感センサー	換気扇連動型
▽A	人感センサー 広角型	親器
▽B	人感センサー 広角型	子器 換気扇連動型
•s	センサー用切替スイッチ	1連
•2s	センサー用切替スイッチ	2連
⊙ ₂	コンセント	2P15A×2
⊙ _E	コンセント	2P15A ET付
⊙ _{2E}	コンセント	2P15A×2 ET付
●	非常用照明	
⊗	非常警報装置	
⊠	トイレ呼出表示装置	
N	プルスイッチ付押釦スイッチ	

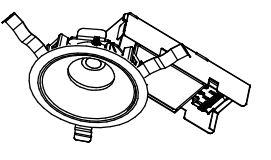
(A) LEDベースライト 直付形



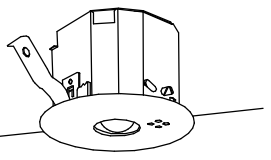
LSS9-3200LM

(B) LEDダウンライト LRS1-400LM-1

(C) LEDダウンライト LRS1-850LM (広角タイプ)



(イ) LED非常灯 K1-IRS4-JE13
非常灯許定番号: D-LALH-41



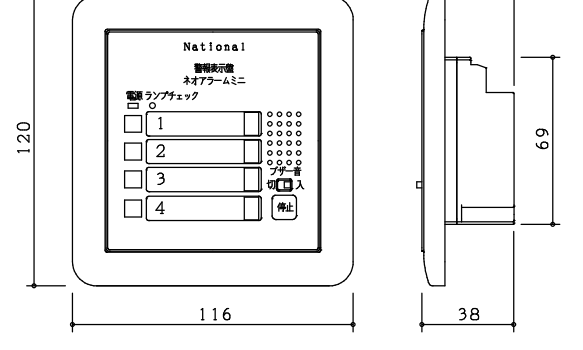
電圧: 100-242V、蓄電池: ニッケル水素電池
レンズ: ガラス、カバー: 鋼板: クールホワイトつや消し仕上
点検スイッチ付、自己点検スイッチ付
充電モーター(付)

保守率: 0.92

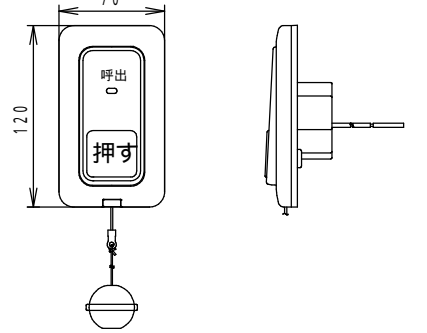
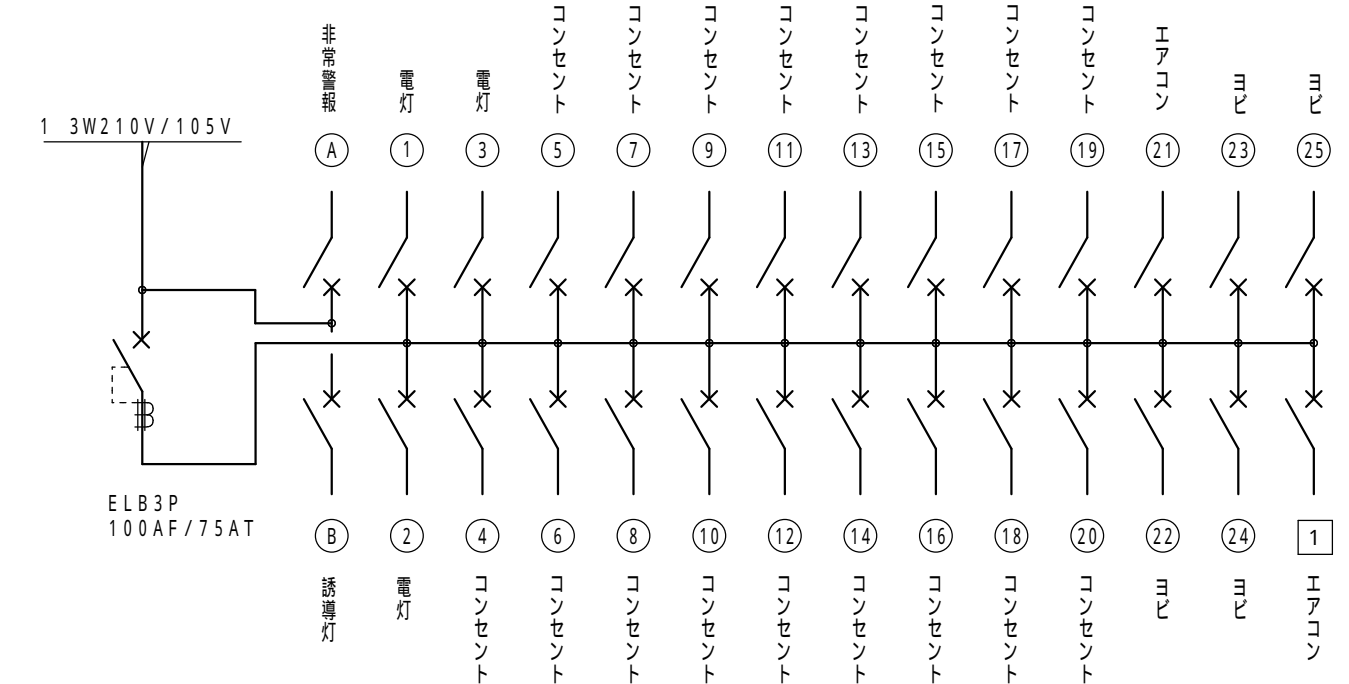
器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m
単体配置	A1 4.2	4.6	4.7	4.9	3.3
直線配置	A2 9.3	10.2	10.8	11.9	12.9
四角配置	A4 7.4	8.2	8.7	9.6	11.7

弱電機器姿図

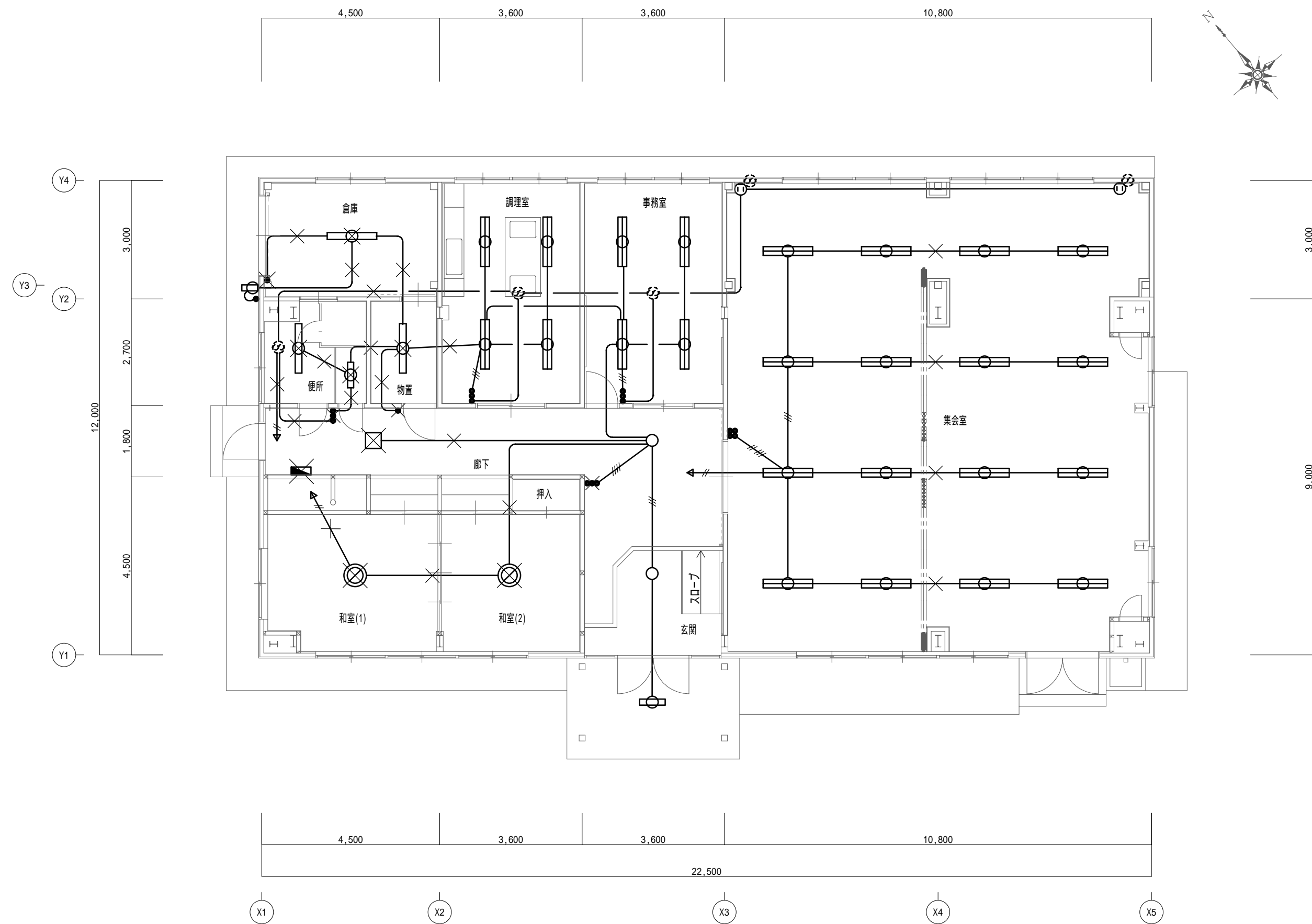
⊠ トイレ呼出表示盤 4窓



□ プルスイッチ付押釦スイッチ (パイロットランプ・防沫形プレート・リード線付)

分電盤(新設)
(メーカー標準品)



平面図 S=1/100
(改修前)

特記なき配線は下記による

—#—	VVF2.0-2C
—	VVF1.6-2C
—#—	VVF1.6-3C
—#—	VVF1.6-2Cx2
—#—	VVF1.6-2C+3C

注記

- × 撤去を示す。
- 取外し再取付を示す。

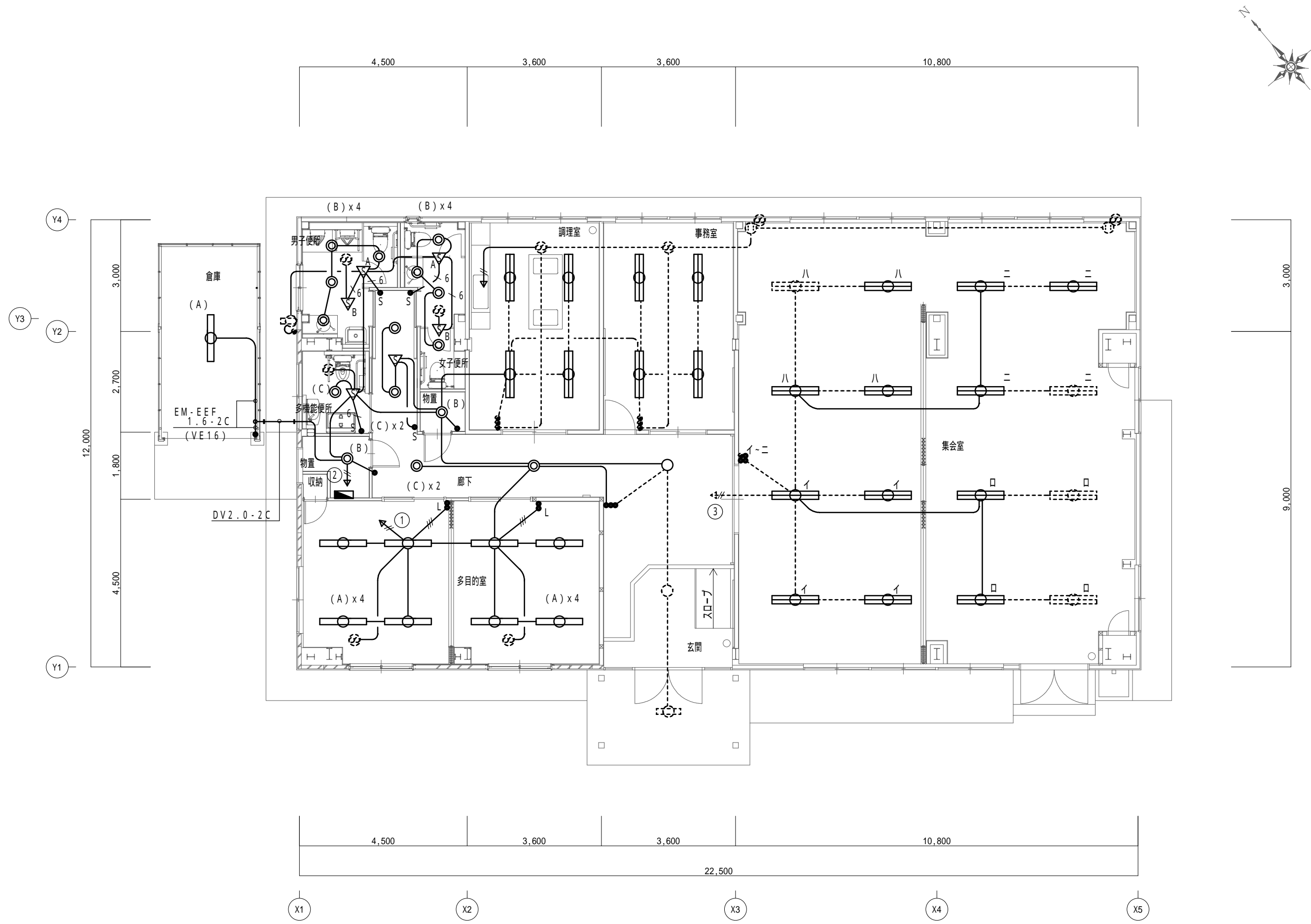
備考	

(株)田端隆建築設計
 三重県知事登録第1-861 一級建築士 134324 田端 隆

設計代表者		設計担当者	
一級建築士 134524 構造設計一級建築士 2300 田端 隆	一級建築士 297989 河合 敏	一級建築士 326033 井上貴留	一級建築士 396551 田端 隆也

SCALE	
A2 :	1/100
A3 :	1/140
DATE	
H 2 9 . 9	

工事名称	井田川地区北コミュニティセンター耐震補強等工事
図面名称	電灯設備図(改修前)

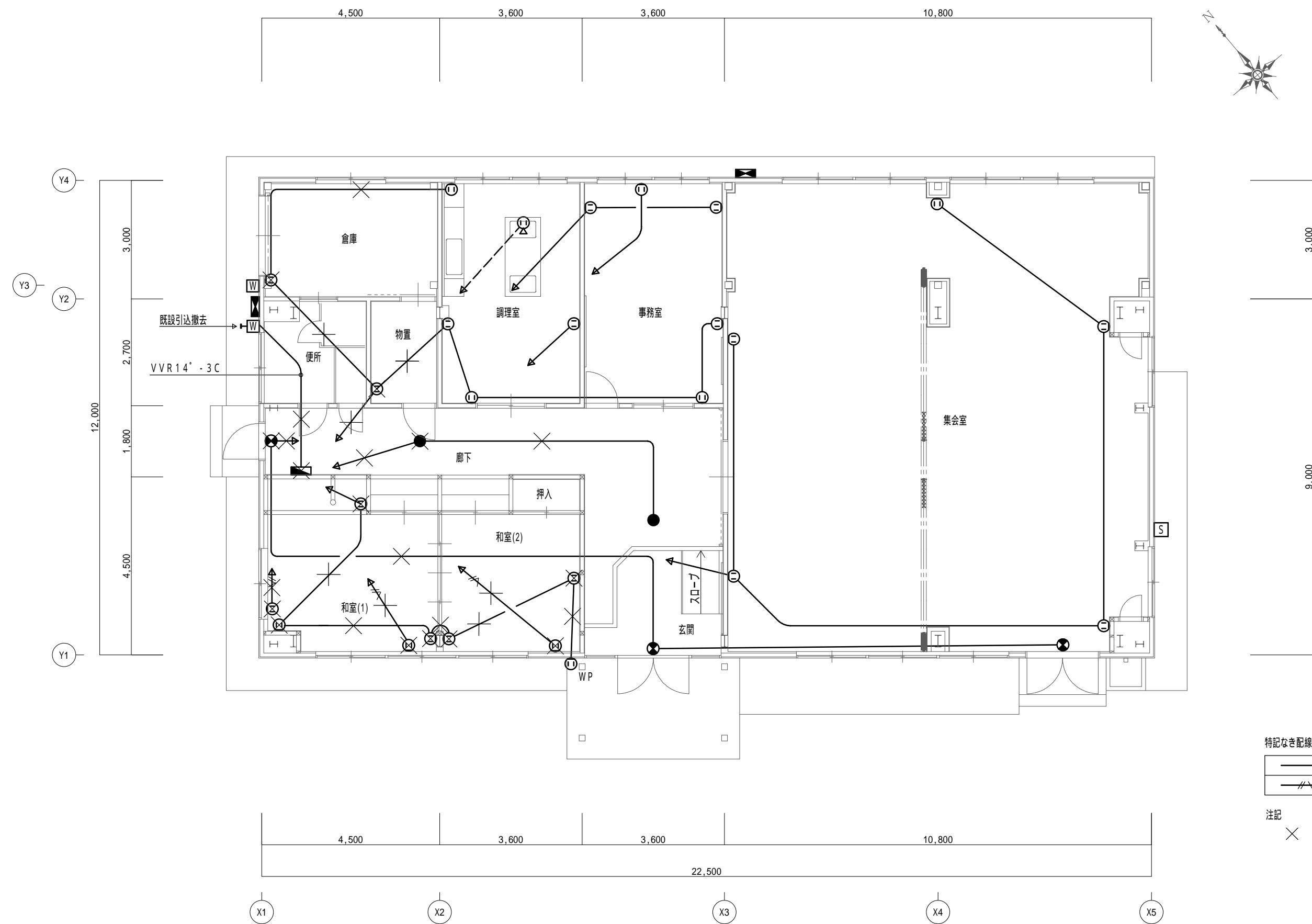


平面図 S=1/100
(改修後)

特記なき配線は下記による

—#—	EM・EEF2.0-2C
—	EM・EEF1.6-2C
—//—	EM・EEF1.6-3C
—/4—	EM・EEF1.6-2Cx2
—/3—	EM・EEF1.6-2C+3C
—/6—	EM・EEF1.6-3Cx2

注記
点線は既設を示す。
既設器具取外し再取付を示す。



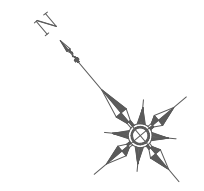
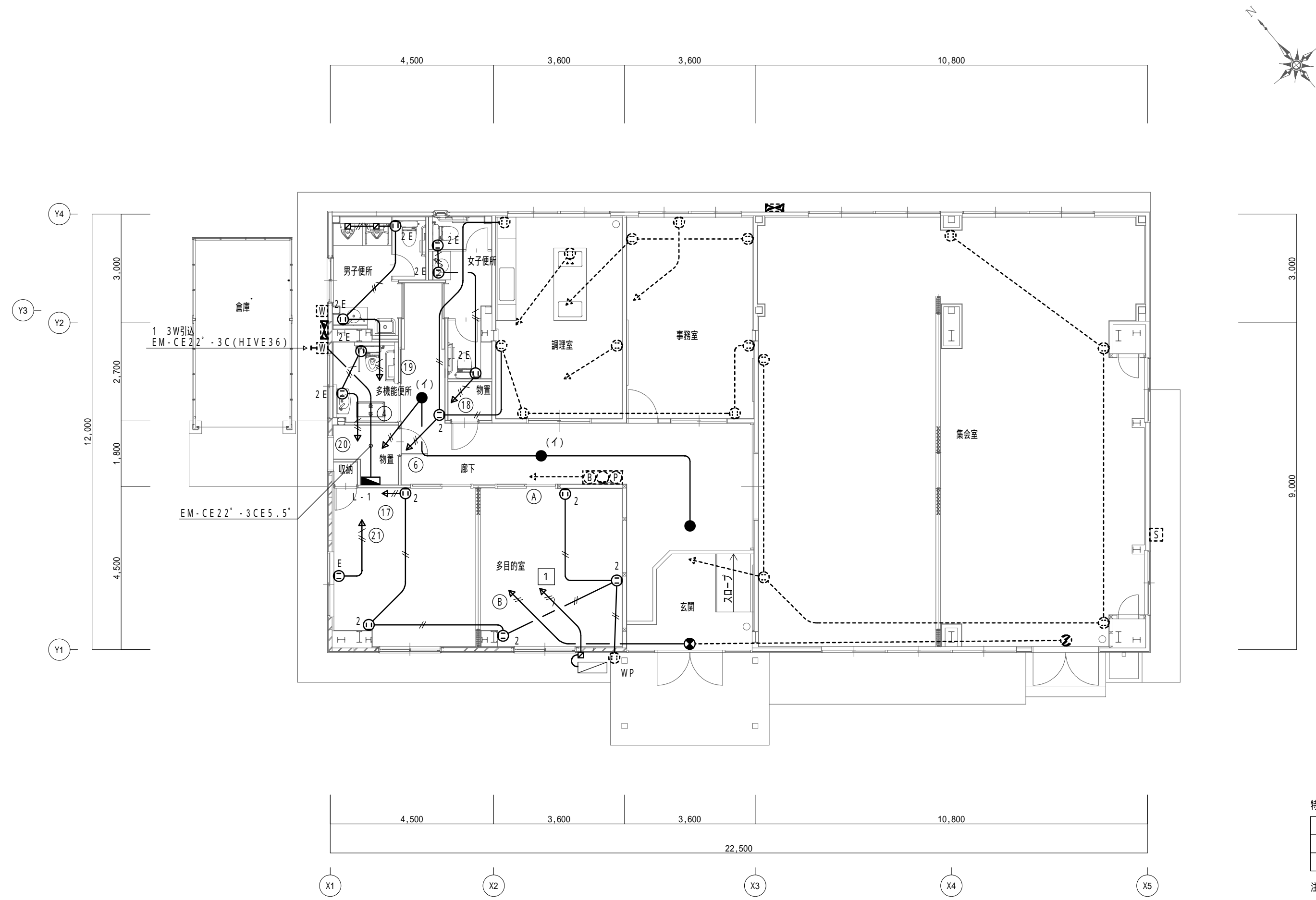
平面図 S=1/100
(改修前)

特記なき配線は下記による

—	VVF 2.0-2C
—	VVF 2.0-3C

注記
 × 撤去を示す。
 取外し再取付を示す。

備考		 三重県知事登録第1-861 一級建築士 134324 田端 隆	設計代表者 一級建築士 134524 構造設計一級建築士 2300 田端 隆	設計担当者 一級建築士 297989 河合 敏	一級建築士 326033 井上貴智	一級建築士 396551 岩崎直也	SCALE A2 : 1/100 A3 : 1/140 DATE H 2 9 . 9	工事名称 井田川地区北コミュニティセンター耐震補強等工事 図面名称 コンセント設備図(改修前)	E - 08



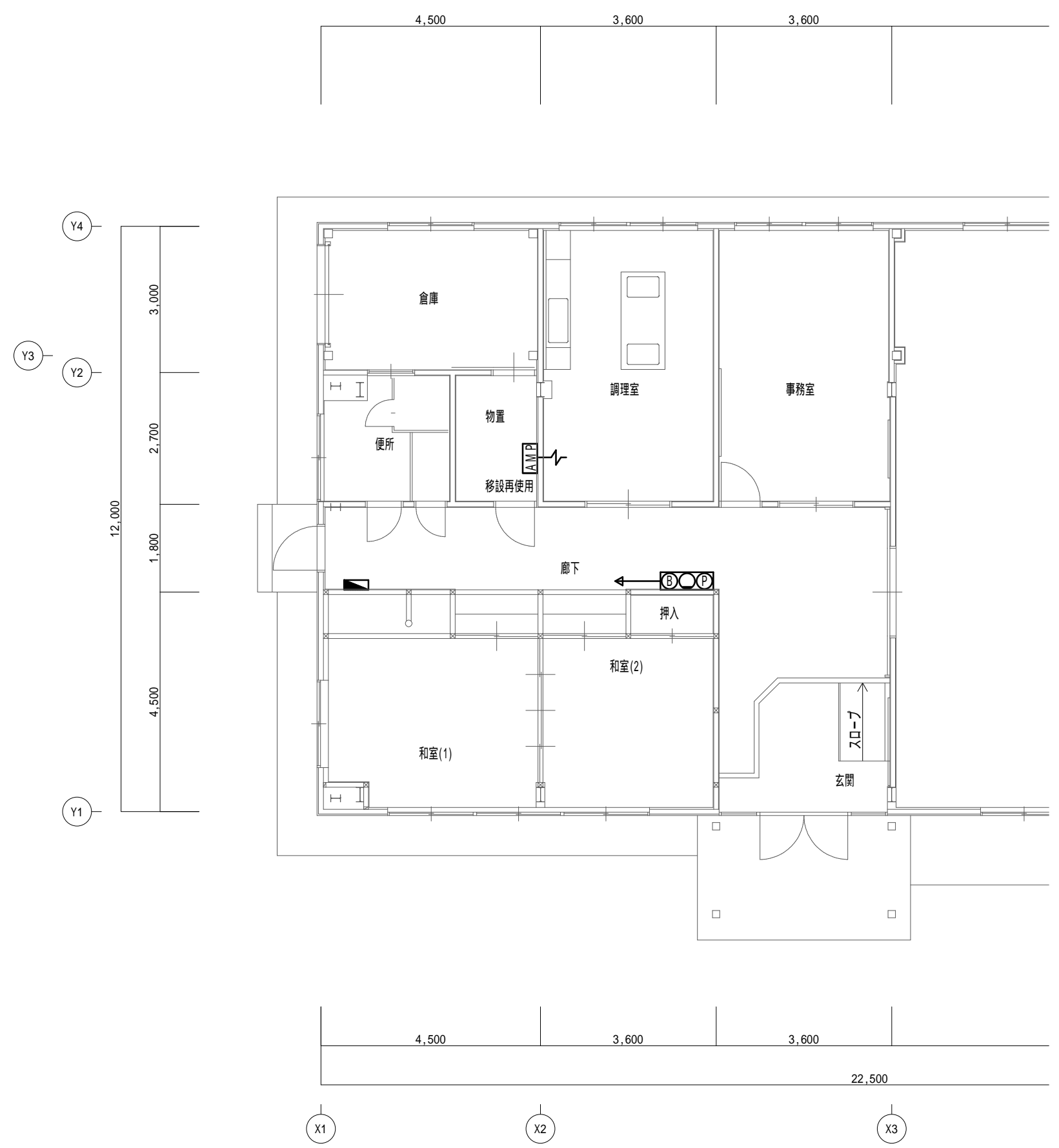
特記なき配線は下記による

	EM-EEF2.0-2C
	EM-EEF2.0-3C
	EM-EEF1.6-2C

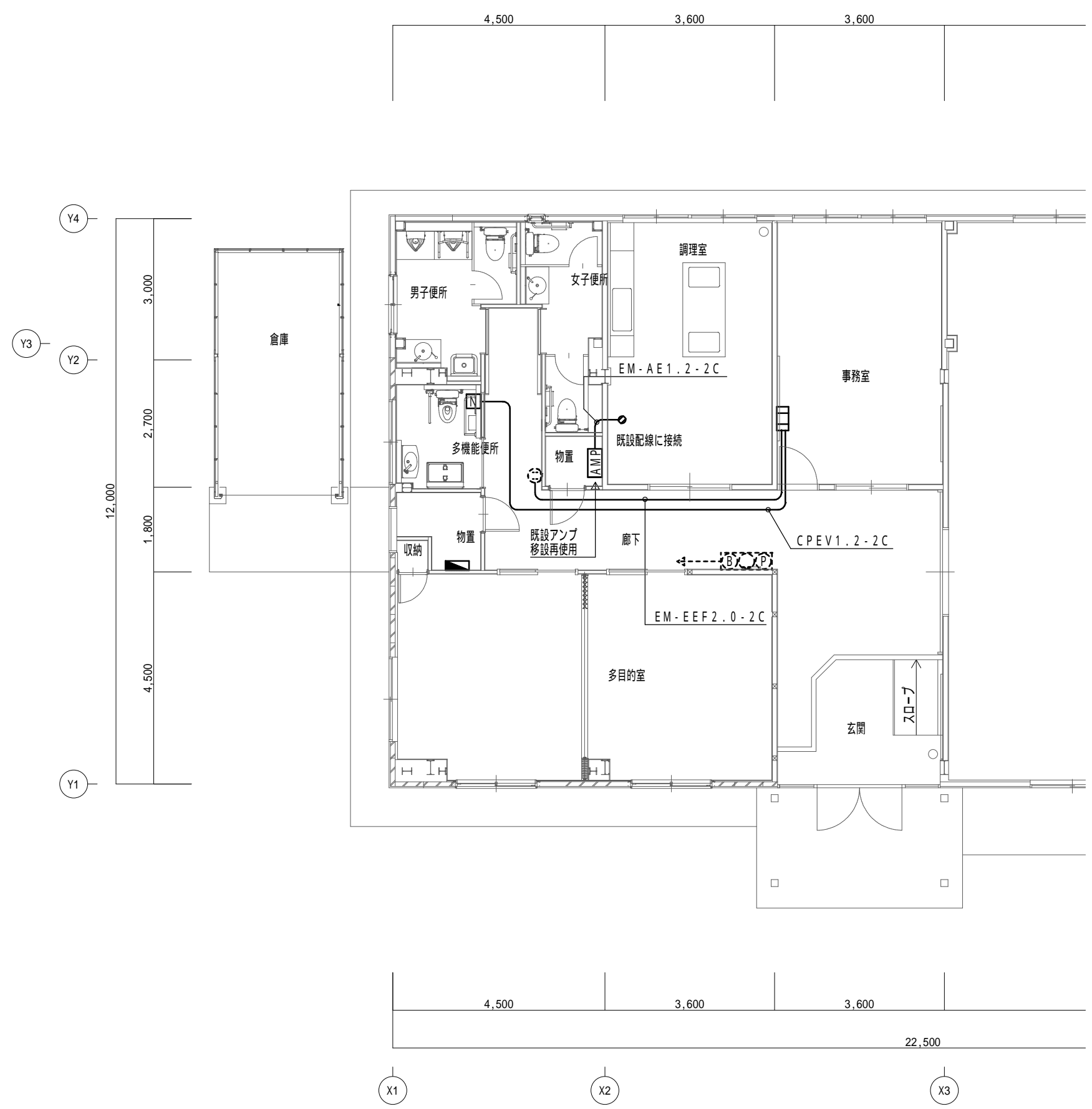
注記
点線は既設を示す。
既設器具取外し再取付を示す。

平面図 S=1/100
(改修後)

備考	 三重県知事登録第1-861 一級建築士 134324 田端 隆	設計代表者	設計担当者	SCALE	工事名称 井田川地区北コミュニティセンター耐震補強等工事 図面名称 コンセント設備図(改修後)	E-09
		一級建築士 134324 構造設計一級建築士 2300 田端 隆	一級建築士 297989 河合 敏	一級建築士 320033 井上貴智		



平面図 S=1/100
(改修前)



平面図 S=1/100
(改修後)

注記
点線は既設を示す。

備	
考	

(株)田端隆建築設計
 三重県知事登録第1-861 一級建築士 134324 田端 隆

設計代表者		設計担当者	
一級建築士 134324 構造設計一級建築士 田端 隆	一級建築士 297989 河合 敏	一級建築士 326033 井上貴智	一級建築士 396551 岩崎進也

SCALE	A2 : 1/100
	A3 : 1/140
DATE	H 2 9 . 9

工事名称 井田川地区北コミュニティセンター耐震補強等工事
 図面名称 弱電設備図